第十九条の五第五項中「第七項」を「次項」に改め、同条第六項を削り、同条第七項中「第五項第四号」を「前項第四号」に改め、同項を同条第六項とし、同条第八項から第十項までを一項ずつ繰り上げ、同条第十一項中「から第七項まで」を「から第六項まで」に、「第十項」を「第九項」に、「第九項」を「第八項」に改め、同条第十二項の規定による同項の告知書の提出又は施行令第二十六条の十八第四項の規定による同項の書類の提出」とあるのは「第四十一条の十二第十七項の規定による告知」と、「当該告知書の提出又は当該書類の提出」とあるのは「当該告知」と、第七項中「から第七項まで」を「から第六項まで」に、「第十項」を「第九項」に、「第九項」を「第八項」に改め、「第四十一条の十二第十二項」とあるのは「第四十一条の十二第十八項」と、「告知書の提出又は施行令第二十六条の十八第四項の規定による同項の書類」とあるのは「告知書」と、「当該告知書の提出又は当該書類」とあるのは「当該告知書」と、第七項中」を削り、同項を同条第十四項とし、同条第十六項中「及び第十八項」を「及び第十七項」に改め、同項を同条第十五項とし、同条第十七項から第十九項までを一項ずつ繰り上げる。

第二十条の三第一項第二号を同項第三号とし、同項第一号を同項第二号とし、同項に第一号として次の一号を加える。

一　測定工具及び検査工具（電気又は電子を利用するものを含む。）

第二十条の三第一項に次の一号を加える。

四　試験又は測定機器

第二十条の三第三項第一号中「サーバー用のオペレーティングシステム」を「サーバー用オペレーティングシステム」に、「ソフトウエアをいう。）」を「サーバー用のソフトウエアをいう。次号において同じ。）のうち、国際標準化機構及び国際電気標準会議の規格一五四〇八に基づき評価及び認証をされたもの（次号において「認証サーバー用オペレーティングシステム」という。）以外のもの」に改め、同項第二号中「サーバー用の仮想化ソフトウエア」を「サーバー用仮想化ソフトウエア」に、「サーバー用のオペレーティングシステム（前号に掲げるサーバー用のオペレーティングシステムをいう。以下この号において同じ。）」を「サーバー用オペレーティングシステム」に、「サーバー用のオペレーティングシステムが」を「サーバー用オペレーティングシステムが」に、「ソフトウエアをいう。）」を「サーバー用のソフトウエアをいう。以下この号において同じ。）のうち、認証サーバー用仮想化ソフトウエア（電子計算機の記憶装置に書き込まれた二以上の認証サーバー用オペレーティングシステムによる当該電子計算機に対する指令を制御するサーバー用仮想化ソフトウエアで、国際標準化機構及び国際電気標準会議の規格一五四〇八に基づき評価及び認証をされたものをいう。）以外のもの」に改め、同項第三号中「いう。）」の下に「のうち、国際標準化機構及び国際電気標準会議の規格一五四〇八に基づき評価及び認証をされたもの以外のもの（以下この号において「非認証データベース管理ソフトウエア」という。）」を加え、「当該データベース管理ソフトウエア」を「当該非認証データベース管理ソフトウエア」に改め、同項第四号中「いう。）」の下に「のうち、イの指令を日本工業規格（工業標準化法第十七条第一項に規定する日本工業規格をいう。イにおいて同じ。）X五七三一―八に基づき認証をする機能及びイの指令を受けた旨を記録する機能を有し、かつ、国際標準化機構及び国際電気標準会議の規格一五四〇八に基づき評価及び認証をされたもの以外のもの」を加え、同号イ中（工業標準化法第十七条第一項に規定する日本工業規格をいう。以下この号において同じ。）」を削り、同項第五号中「ものをいう。）」の下に「のうち、国際標準化機構及び国際電気標準会議の規格一五四〇八に基づき評価及び認証をされたもの以外のもの」を加え、同条第五項中「器具及び備品」を「工具、器具及び備品」に、「第一項各号」を「第一項第一号、第二号及び第四号」に改め、「もの（）の下に「同項第一号及び第四号に掲げるものにあつては一台又は一基（通常一組又は一式をもつて取引の単位とされるものにあつては、一組又は一式とする。）の取得価額が三十万円未満であるものを、同項第二号に掲げるものにあつては」を加え、「平成二十四年四月一日」を「平成二十六年四月一日」に、「平成二十四年三月三十一日」を「同年三月三十一日」に改め、同条第六項中「平成二十四年四月一日」を「同年三月三十一日」に改める。

第二十条の四の見出し中「の対象範囲等」を削り、同条第一項第二号中「第六条第三項第一号」を「第六条第二項第三号」に改め、同条第二項中「沖縄振興特別措置法第六条第三項第一号に規定する」を「観光関連施設の」に改め、同項第一号中「第十六条第一項」を「第八条第一項」に、「けい留する係留施設」を「係留施設」に、「けい留施設」に改め、同項第三号中「、運動室（主として重量挙げ及びボディービル用具を用いて健康管理及び体力向上を目的とした運動の用に供するものをいう。）」を削り、「に限る」の下に「。以下この号において同じ」を加え、「及び海洋療法施設」を「、海洋療法施設」に改め、「マッサージ施設及び休憩室を備えたものをいう。）」の下に「及び国際健康管理・増進施設（病院又は診療所と連携して心身の健康の増進を図ることを目的とする施設（宿泊の用に供する施設を備えたものを除き、通訳案内士、沖縄県の区域に係る地域限定通訳案内士又は沖縄特例通訳案内士その他これらの者と同等以上の通訳に関する能力を有する者であつて、外国人観光旅客の施設の円滑な利用に資する知識を有する者が配置されているものに限る。）で、浴場又はプール、有酸素運動施設（継続的に酸素を摂取して全身持久力に関する生理機能の維持又は回復のための運動を行う施設をいう。）又はトレーニングルーム（室内において体力向上を目的とした運動を行う施設をいう。）及び健康相談室を備えたものをいう。）」を加え、同項第四号中「（宿泊の用に供する施設を備えたものを除く。）」を削り、同項第五号中「第十六条第一項」を「第八条第一項」に改め、「内閣総理大臣が指定する」を削り、「第七条第一項第一号」を「第七条第一号」に改める。

第二十条の五を次のように改める。

第二十条の五　削除

第二十条の七第一項中「要件」の下に「（同号に規定する場合に該当する場合には、同項第一号及び第二号イに掲げる要件）」を加える。

第二十条の八から第二十条の十四までを次のように改める。

第二十条の八から第二十条の十四まで　削除

第二十条の十七中「第二十九条の二第四項」を「第二十九条第四項」に改める。

第二十条の十八第一項中「第二十九条の二の二第一項第五号イ」を「第二十九条の二第一項第五号イ」に改め、同条第二項中「第二十九条の二の二第二項」を「第二十九条の二第二項」に、「障害者自立支援法施行規則」を「障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係省令の整備等及び経過措置に関する省令第一条の規定による改正前の障害者自立支援法施行規則」に改め、同条第三項中「第二十九条の二の二第六項の」を「第二十九条の二第六項の」に改め、同項第二号中「第二十九条の二の二第六項」を「第二十九条の二第六項」に改め、同項第四号中「第二十九条の二の二第六項」を「第二十九条の二第六項」に、「第四十六条の三第一項」を「第四十六条の二第一項」に改め、同条第五項中「第二十九条の二の二第六項」を「第二十九条の二第六項」に改め、同条第七項中「第四十六条の三第一項」を「第四十六条の二第一項」に改め、同条第八項中「第二十九条の二の二第六項」を「第二十九条の二第六項」に改め、同項第四号中「第二十九条の二の二第七項」を「第二十九条の二第七項」に改め、同条第九項中「第二十九条の二の二第八項」を「第二十九条の二第八項」に改め、同条第十項中「第二十九条の二の二第十項」を「第二十九条の二第十項」に、「第四十六条の三第一項」を「第四十六条の二第一項」に改め、同項第二号中「第二十九条の二の二第一項第二号」を「第二十九条の二第一項第二号」に改め、同項第三号中「第二十九条の二の二第一項第三号」を「第二十九条の二第一項第三号」に改め、同項第四号中「第二十九条の二の二第一項第四号」を「第二十九条の二第一項第四号」に改め、同項第五号中「第二十九条の二の二第一項第五号」を「第二十九条の二第一項第五号」に改め、同項第六号中「第二十九条の二の二第二項」を「第二十九条の二第二項」に改める。